

厚木市物品購入等に係る条件付一般競争入札事務取扱基準

1 この基準は、厚木市物品購入等に係る条件付一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

2 入札参加資格条件

(1) 要綱第3条第1項に規定する入札参加資格のうち各号に定めるものは、次のとおりとする。

ア 指定する地域

要綱第3条第1項第3号中の指定する地域とは、原則として「競争入札参加資格申請における本社又は営業所等が厚木市内にあること」とする。ただし、厚木市内に本社がある者の受注機会を確保するため、入札参加者が十分確保できると予想される場合は、「厚木市内に本社があること」を指定する地域とすることができる。また、物品の仕様、特殊性等の理由から、この要件では入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、「神奈川県内に本社又は営業所等があること」等、次のとおり指定する地域を広げることができる。

区 分	地 域
市内	厚木市内に本社がある者
準市内	厚木市内に支店・営業所等の受任先がある者
県内	市内以外の地域で、神奈川県内に本社がある者又は神奈川県内に支店・営業所等の受任先がある者
県外	神奈川県外に本社がある者

イ 納品実績

要綱第3条第1項第4号中の納品実績とは、原則として同種目の最高契約金額の100分の200を限度とし、過去6年間に官公庁又は民間事業者へ納品した実績があることとする。ただし、本社又は営業所等が厚木市内にある者は、過去3年間に官公庁又は民間事業者と同種目の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを納品した実績があれば可能とすることができる。なお、調達物品のメーカー等の引受証明書が提出できる場合は、納品実績を不要とすることができる。

また、当要件では入札参加者が十分確保できないことが予想される場合は、「過去6年間」とあるのは、最大「過去10年間」まで、「過去3年間」とあるのは、最大「過去5年間」までと対象年数を延長することができる。

(2) 要綱第3条第2項に規定する入札参加資格は、次のとおりとする。

ア 調達物品の仕様、特殊性等の理由から、営業種目の組合せを可能とし、その場合は営業希望順位についても参加資格要件とすることができる。

イ 製造の請負については、製造又は整備工場が、関東1都6県又は山梨県若しくは静岡県のいずれかに所在することを参加資格要件とすることができる。

ウ 指定する地域を市内（準市内）とした場合は、適正な競争環境を確保し、新たに発注できる事業者を創出するため、当該年度の同種目の落札件数等を参加資格要件とすることができる。

3 不調の場合の取扱い

入札は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回執行するものとする。ただし、2回執行したにもかかわらず落札者がいない場合は、その入札を打ち切り、不調として次により取り扱うものとする。

(1) 条件設定の変更（原則）

対象案件ごとに考慮して、納品実績及び対象地域を広げることとし、再度入札を行うこととする。この場合において、「神奈川県内に本社又は営業所等があること」等、指定する地域を広げることとする。

(2) 不調による随意契約（特例）

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の「再度の入札に付し落札者がいないとき。」の規定に基づき、随意契約を締結することができる。この場合において、特別な理由がある場合を除き最低応札者から3者以上の見積書を徴取するものとする。

納品時期を延期できないとき。

特殊な物品等で入札参加者が限定されているとき。

随意契約をした方が有利なとき。

(3) 再度の入札の不調による随意契約

3の(1)により再度入札を行った結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約を締結することができる。この場合において、再度入札における2回目の最低応札者から3者以上の見積書を徴取するものとする。